

○無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案 新旧対照表
無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（空中線電力の許容偏差）
第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（空中線電力の許容偏差）
第十四条 （同上）

| | | |
|-------------|--|-----|
| 送信設備 | 上限 (パーセン ト) | 五〇 |
| | 下限 (パーセン ト) | 五〇 |
| 一〇五 (略) | (略) | (略) |
| 六 次に掲げる送信設備 | (一) (略) | |
| | (二) 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備（第四十九条の六から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三、 <u>第四十九条の十六（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）</u> 、 <u>第四十九条の十六の二（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）</u> ）及び第五十四条第四号において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二二五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項、八の項、九の項及び十六の項から十八の項までに掲げるものを除く。） | |
| 七〇十九 (略) | (略) | (略) |

| | | |
|-------------|---|-----|
| 送信設備 | 上限 (パーセン ト) | 五〇 |
| | 下限 (パーセン ト) | 五〇 |
| 一〇五 (略) | (略) | (略) |
| 六 次に掲げる送信設備 | (一) (略) | |
| | (二) 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備（第四十九条の六から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三及び第五十四条第四号において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二二五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項、八の項、九の項及び十六の項から十八の項までに掲げるものを除く。） | |
| 七〇十九 (略) | (略) | (略) |

第四節の十三 特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備

(特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備)

第四十九条の十六 特定ラジオマイク(四七〇MHzを超え七一四MHz以下又は

一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するラジオマイク(次条に規定するデジタル特定ラジオマイクを除く。)をいう。以下同じ。)の陸上移動局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。

一〜三 (略)

四 変調周波数は、二〇、〇〇〇ヘルツ以内であること。ただし、ステレオ伝送方式のものにあつては、五三、〇〇〇ヘルツ以内であること。なお、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

五 (略)

六 送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、次の値であること。

イ 占有周波数帯幅が一〇kHz以内のものにあつては、一、〇〇〇ヘルツの周波数で(±)五kHzの周波数偏移の変調をするために必要な入力電圧より三六デシベル高い入力電圧を加えた場合において、搬送波の周波数から二五〇kHz離れた周波数の(±)五五kHzの帯域内に放射される電力が搬送波電力より六〇デシベル以上低い値であること。

ロ 占有周波数帯幅が一〇kHzを超え一六〇kHz以内のものにあつては、一、〇〇〇ヘルツの周波数で(±)七・五kHzの周波数偏移の変調をするために必要な入力電圧より三六デシベル高い入力電圧を加えた場合において、搬送波の周波数から五〇〇kHz離れた周波数の(±)八〇kHzの帯域内に放射される電力が搬送波電力より六〇デシベル以上低い値であること。

ハ 占有周波数帯幅が一六〇kHzを超え二三〇kHz以内のものにあつては、一、〇〇〇ヘルツの周波数で(±)二・四kHzの周波数偏移の変調をするために必要な入力電圧より三六デシベル高い入力電圧を加えた場合において、搬送波の周波数から五〇〇kHz離れた周波数の(±)二六五kHzの帯域内に放射される電力が搬送波電力より六〇デシベル以上低い値であること。

ニ ステレオ伝送方式のものにあつては、一、〇〇〇ヘルツの周波数で

第四節の十三 特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備

(特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備)

第四十九条の十六 特定ラジオマイク(七七九MHzを超え七八八MHz以下及び七

九七MHzを超え八〇六MHz以下の周波数の電波を使用するラジオマイク(次条に規定するデジタル特定ラジオマイクを除く。)をいう。以下同じ。)の陸上移動局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。

一〜三 (略)

四 変調周波数は、一五、〇〇〇ヘルツ以内であること。ただし、ステレオ伝送方式のものにあつては、五三、〇〇〇ヘルツ以内であること。なお、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

五 (略)

六 送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、次の値であること。

イ 周波数偏移が(±)四〇kHz以内のものにあつては、一、〇〇〇ヘルツの周波数で(±)五kHzの周波数偏移の変調をするために必要な入力電圧より三六デシベル高い入力電圧を加えた場合において、搬送波の周波数から二五〇kHz離れた周波数の(±)五五kHzの帯域内に放射される電力が搬送波電力より六〇デシベル以上低い値であること。

ロ 周波数偏移が(±)四〇kHzを超え(±)一五〇kHz以内のものにあつては、一、〇〇〇ヘルツの周波数で(±)二・四kHzの周波数偏移の変調をするために必要な入力電圧より三六デシベル高い入力電圧を加えた場合において、搬送波の周波数から五〇〇kHz離れた周波数の(±)一六五kHzの帯域内に放射される電力が搬送波電力より六〇デシベル以上低い値であること。

ハ (同上)

(±)二八・五kHzの周波数偏移の変調をするために必要な入力電圧より二五デシベル高い入力電圧を加えた場合において、搬送波の周波数から五〇〇kHz離れた周波数の(±)一二五kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より六〇デシベル以上低い値であること。

七 (略)

八 送信空中線は、その絶対利得が二・一四デシベル以下であること。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

九 (略)

第四節の十三の二 デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備

(デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備)

第四十九条の十六の二 デジタル特定ラジオマイク(四七〇MHzを超え七一四MHz以下又は、一四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するラジオマイクであつて、デジタル方式のものを用い。以下同じ。)の陸上移動局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一〜六 (略)

別表第二号 (第6条関係)

第1〜第16 (略)

第17から第22まで 削除

第23 特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

- 1 周波数偏移が(±)40kHz以内のもの 110kHz
- 2 周波数偏移が(±)40kHzを超え(±)60kHz以内のもの 160kHz
- 3 周波数偏移が(±)60kHzを超え(±)150kHz以内のもの 330kHz
- 4 ステレオ伝送方式のもの 250kHz

七 (略)

八 送信空中線は、その絶対利得が二・一四デシベル以下であること。

九 (略)

第四節の十三の二 デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備

(デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備)

第四十九条の十六の二 デジタル特定ラジオマイク(七七〇MHzを超え八〇六MHz以下の周波数の電波を使用するラジオマイクであつて、デジタル方式のものを用い。以下同じ。)の陸上移動局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一〜六 (略)

別表第二号 (第6条関係)

第1〜第16 (略)

第17から第23まで 削除

第24 特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

第24 デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、288kHz以下の値とし、電波の型式に冠して表示する。

第25 第58条ただし書の規定により総務大臣が別に告示する無線局の無線設備（第3から第16までに規定するものを除く。）の占有周波数帯幅の許容値は、別に指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

第26～62 (略)

別表第三号 (第7条関係)

1～21 (略)

22 特定ラジオマイクの陸上移動局 (1,240MHz を超え1,260MHz 以下の周波数の電波を使用するものに限る。)、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局 (1,240MHz を超え1,260MHz 以下の周波数の電波を使用するものに限る。)、コードレス電話の無線局、1,215MHz を超え1,260MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局、73.6MHz を超え1,260MHz 以下 (312MHz を超え315.25MHz 以下、433.67MHz を超え434.17MHz 以下及び915.9MHz 以上929.7MHz 以下を除く。)、10.5GHz を超え10.55GHz 以下又は24.05GHz を超え24.25GHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局、小電力セキュリテイステムの無線局及び道路交通情報通信を行う無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)及び18に規定する値にかかわらず、その平均電力が2.5μW 以下である値とする。ただし、特定小電力無線局のうち総務大臣が別に告示するもの 並びに特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局のうち総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

23～54 (略)

- 1 周波数偏移が(±)40kHz 以内のもの 110kHz
- 2 周波数偏移が(±)40kHz を超え(±)150kHz 以内のもの 330kHz
- 3 ステレオ伝送方式のもの 250kHz

第24 の2 デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、288kHz以下の値とし、電波の型式に冠して表示する。

第25 第58条ただし書の規定により総務大臣が別に告示する無線局の無線設備（第3から第19まで並びに第21及び第22に規定するものを除く。）の占有周波数帯幅の許容値は、別に指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

第26～62 (略)

別表第三号 (第7条関係)

1～21 (略)

22 特定ラジオマイクの陸上移動局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、コードレス電話の無線局、1,215MHz を超え1,260MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局、73.6MHz を超え1,260MHz 以下 (312MHz を超え315.25MHz 以下、433.67MHz を超え434.17MHz 以下及び915.9MHz 以上929.7MHz 以下を除く。)、10.5GHz を超え10.55GHz 以下又は24.05GHz を超え24.25GHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局、小電力セキュリテイステムの無線局及び道路交通情報通信を行う無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)及び18に規定する値にかかわらず、その平均電力が2.5μW 以下である値とする。ただし、特定小電力無線局のうち総務大臣が別に告示するものスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

23～54 (略)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十四年七月二十五日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に免許を受けている特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則（以下「新規規則」という。）の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

3 総務大臣は、この省令による改正前の設備規則（以下「旧規則」という。）の条件に適合する特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局については、平成二十六年三月三十一日までに当該陸上移動局の免許の申請があつた場合に限り、新規規則の規定にかかわらず、なお従前の例により免許を与えることができる。この場合において、当該免許を受けた無線局の無線設備の条件については、前項の規定を準用する。

4 旧規則の条件に適合する特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備については、この省令の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間に限り、新規規則の規定にかかわらず、なお従前の例により法第十七条に規定する無線設備の変更の工事を行うことができる。この場合において、当該陸上移動局の無線設備の条件については、附則第二項の規定を準用する。

5 この省令の施行の際現に受けている特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明及び法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、平成三十一年三月三十一日までは、なお効力を有する。

6 旧規則の条件に適合する特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の無線設備については、この省令の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に限り、新規規則の規定にかかわらず、なお従前の例により技術基準適合証明等を受けることができる。この場合において、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（特定無線設備等）</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第二項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 一の十一（略）</p> <p>一の十二 設備規則第四十九条の十六においてその無線設備の条件が定められている特定ラジオマイクの陸上移動局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が〇・〇一ワット以下（一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものについては、〇・〇五ワット以下）のもの</p> <p>一の十二の二 六十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第三条 第四十三条（略）</p> <p>別表第一号 別表第六号（略）</p> <p>様式第一号 様式第十四号（略）</p> | <p>（特定無線設備等）</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第二項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 一の十一（略）</p> <p>一の十二 設備規則第四十九条の十六においてその無線設備の条件が定められている特定ラジオマイクの陸上移動局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が〇・〇一ワット以下のもの</p> <p>一の十二の二 六十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第三条 第四十三条（略）</p> <p>別表第一号 別表第六号（略）</p> <p>様式第一号 様式第十四号（略）</p> |